

指 定 道 路 取 扱 基 準

29 都市建企第 180 号
平成 29 年 6 月 19 日

第 1 章 総 則

第 1 総 則

1 目 的

本基準は建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）42 条の規定による道路の指定並びに指定の変更及び取消し（以下「指定等」という。）に係る手続について定めることを目的とする。

2 用語の定義

本基準において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。

(1) 法

建築基準法をいう。

(2) 令

建築基準法施行令（昭和 25 年政令第 338 号）をいう。

(3) 規則

建築基準法施行規則（昭和 25 年省令第 40 号）をいう。

(4) 条例

東京都建築安全条例（昭和 25 年条例第 89 号）をいう。

(5) 細則

東京都建築基準法施行細則（昭和 25 年規則第 194 号）をいう。

(6) 指定道路

規則第 10 条第 1 項第 1 号に定める指定に係る道路をいう。

(7) 四号道路

法第 42 条第 1 項第 4 号に定める道路をいう。

(8) 五号道路

法第 42 条第 1 項第 5 号に定める道路をいう。

(9) 二項道路

法第 42 条第 2 項に定める道路をいう。

(10) 指定

新たに法第 42 条第 1 項第 4 号若しくは第 5 号、第 2 項若しくは第 3 項の規定による指定をすることをいう。

(11) 変更

指定した道路の延長、幅員又は位置を変えることをいう。

(12) 取消し

指定の効果を将来に向かって消滅させることをいう。

第2章 四号道路

第1 四号道路の指定等の基準

- 1 法第42条第1項第4号に規定する「2年以内にその事業が執行される予定」とは、2年以内に当該事業の進捗により指定を求める道路に接する敷地が事業関係者の生活再建の用に供されるように事業の執行計画が定められていることをいう。
- 2 指定する道路が道路の保全上必要な施設の敷地も道路区域として決定している場合は、原則として、通行の用に供する区域のみを指定の対象とする。
- 3 四号道路の指定の変更をする場合は、1及び2に規定する基準を満たすとともに、従前の四号道路に接する建築物の敷地が当該指定の変更により法第43条の規定に抵触するに至らないこと。
- 4 四号道路の指定の取消しをする場合は、取消しを求める当該四号道路に接する建築物の敷地が当該指定の取消しにより法第43条の規定に抵触するに至らないこと。

第2 指定等の申請

1 申請書の記載方法

- (1) 「申請者」は、事業施行者とする。ただし、指定の取消しを求める道路がすでに国、都、市、町又は村に移管され、交通開放されている場合は、その道路管理者とすることができる。
- (2) 「道路に係る土地の地名及び地番」は、申請に係る道路の予定地又は所在地の地名、地番を記入する。土地の一部が道路に係る場合は「～の一部」と、無地番の公有地を含むときは「～地番先」と記入する。
- (3) 「申請道路の幅員、延長」は、路線ごとに記入する。幅員の値は、道路の中心線で直角に測り、幅員の一定でない道路は、その変化点各々の値とする。延長の値は中心線の長さとする。

2 細則第9号様式の記載方法

細則第9号様式は、以下の点に留意して記載する。

- (1) 「道路となる土地の地名地番・幅員・延長」は、申請書（細則第8号様式）に記入した事項と同じものを記入する。
- (2) 複数葉にわたる場合は、路線又は隣接する街区ごとに作成する。1枚に収まらないときは、小縮尺の全体路線図を作成し、別途、複数葉に分け地籍図を作成する。
また、附近見取図、公図は別葉にしてもよい。
- (3) 地籍図
 - ア 申請図の凡例に従って記載する。
 - イ 縮尺は、1/100、1/200、1/250、1/300、1/500、1/600のいずれかとする。
 - ウ 表示する範囲は、道路事業等の場合は申請する道路とその隣接地を、土地区画整理事業等面整備事業の場合は申請する道路とその隣接街区とする。
 - エ 申請する道路の幅員、中心線での延長及び各辺長を記載する。
 - オ 地番界及び地番を表記すること。
 - カ 表示した範囲内の既存道路を表記し、法上の種別、幅員を記載し、指定道路は指

定年月日を記載する。

(4) 付近見取図

縮尺 1/2,500 程度とし、方位、申請に係る道路の位置、付近の目標となる地物、街区及び既存道路等の状況を明確に表示する。

(5) 構造図

道路標準横断図を表示する。

(6) 公図写し

ア 最新のものとする。

イ 写した年月日、写した場所、写した者の氏名(受託者が作業を行った場合は、受託作業名及び法人名と代表者名(受託者が法人のときに限る。))を記載する。

ウ 申請する道路を公図写し中に点線で明示する。

(7) 承諾書

承諾書は、事業の認可書等の写しをもってこれに代える。

3 事業の執行計画を示す図書

事業の執行計画を示す図書は、事業概要、事業認可書、事業計画書、工程表、都市計画図、事業認可図、測量図、周辺道路種別図、年次別事業計画図、道路概要、用地取得状況図、仮換地計画図、仮換地指定通知の写し、権利変換計画、施行計画図その他これらに類する図書を指し、事業の種類によって必要な図書を添付する。

4 その他の添付書類

(1) 登記事項証明書

ア 申請する道路に係る土地の登記事項証明書を添付する。

イ 登記事項証明書は、最新のものとする。

(2) 事業の執行状況を説明する書類

(3) 指定等を求める道路の路線ごとの調書

(4) 事業区域内に存する法上の道路の路線ごとの調書

第3章 五号道路

第1 五号道路の位置の指定又は指定の変更の基準

1 位置の指定又は指定の変更を申請する五号道路は、令第144条の4に適合し、以下の要件を満たしていること。

(1) 両端が法第42条に規定する道路に隅切り部分を除き、有効に4m以上接続するよう築造する(図-1、図-2)。ただし、令第144条の4第1項第1号イからホまでのいずれかに該当する形状とし、袋路地状道路とする場合も接続する法第42条に規定する道路に有効に4m以上接続させる。

(2) 令第144条の4第1項第1号ハに規定する転回広場は、原則として、ト型又はT型とし、奥行き延長は5.5mとする(図-3)。

(3) 令第144条の4第1項第2号のやむを得ない場合とは、次のア又はイに該当するものをいい、剪除長が4m以上の片側隅切りを設けるものとする。

ア 指定する道路が水路又は鉄道用地に沿接して他の道路と交差するとき

イ どちらか一方の隅切り部分の関係権利者の承諾が得られないとき

- (4) 令第144条の4第1項第2号の必要がない場合とは、歩道幅員が2m以上の道路に接続するものをいう。
- (5) 令第144条の4第1項第3号の「ぬかるみとならない構造」とは、原則として、簡易舗装を行うとともに道路排水施設を設置した構造をいう。

第2 位置の指定等の申請

1 申請書の記載方法

- (1) 申請は、共同であることができる。
- (2) 申請を代理人に委任する場合、原則として代理人は、一級建築士、二級建築士、測量士又は土地家屋調査士の資格を有する者とする。
- (3) 「道路に係る土地の地名及び地番」は、申請に係る道路予定地又は所在地の地名、地番を記入する。土地の一部が道路に係る場合は、「～の一部」と記入する。無地番の公有地を含む場合は、「～番地先」と記入する。
- (4) 「申請道路の幅員」は、道路の中心線で直角に測り、幅員の一定でない道路は、その変化点各々の値を記入する。
- (5) 「申請道路の延長」は幅員ごとの延長を記入する（自動車転回広場は、原則として、道路の延長に含む。）。延長は中心線の長さとし、分岐部の延長寸法の採寸の計測は、図-4による。

2 細則第9号様式の記載方法

細則第9号様式は、以下の点に留意して記載する。

- (1) 「道路となる土地の地名地番・幅員・延長」は、申請書（細則第8号様式）に記入した事項と同じものを記入する。
- (2) 地籍図
 - ア 申請図の凡例に従って記載する。
 - イ 縮尺は、1/100、1/200、1/250、1/300、1/500、1/600のいずれかで、原則として、指定する道路が日本工業規格A列4番に収まる縮尺とする。
 - ウ 道路（隅切りを含む。）の位置を明確にするため、基準点を定め、基準点からの距離を記載する。
また、幅員、屈折点間ごとの中心線での延長及び各辺長を記載する。
 - エ 地番界、地番及び地目は、申請道路の用地となる土地及びその隣接地について表記すること。
 - オ 家屋番号、権利者及び権利の種類は、承諾が必要なものについて、各敷地及び地番ごとに土地の所有権、対抗要件を備えた地上権若しくは賃借権又は登記した先取特権、質権若しくは抵当権を有する者及びその土地若しくはこれらの権利に関する仮登記、その土地若しくはこれらの権利に関する差押えの登記又はその土地に関する買戻しの特約の登記の登記名義人名をそれぞれ権利別に記載する。
 - カ 既存建築物及び予定建築物の配置
 - キ 土地の状況
建築敷地と道路の高低差を記載する。

ク 敷地周囲の長さ

敷地周囲の延長を記載し、路地状敷地の場合は路地状部分の間口と延長を記載する。

ケ 既存道路

公道、私道の位置、法第 42 条に基づく道路の種別及び幅員を記載し、指定道路は指定年月日も記載する。

コ その他

申請地内に都市計画法（昭和 45 年法律第 100 号）第 4 条第 6 号に規定する都市計画施設がある場合は、都市計画決定権者の証明等を受けて、概略線を記載する。

(3) 附近見取図

縮尺 1/2,500 程度とし、方位、申請に係る道路の位置、付近の目標となる地物、街区及び既存道路等の状況を明確に表示する。

(4) 構造図

ア 縮尺は 1/50 程度とする。

イ 道路横断面を表示し、舗装構造・側溝等を明確にする。

ウ 傾斜地の場合は、道路縦断面図に勾配を記載する。

(5) 公図写し

ア 最新のものとする。

イ 写した年月日、写した場所、写した者の氏名（受託者が作業を行った場合は、受託作業名、法人名及び代表者名（受託者が法人のときに限る。）を記載する。）

ウ 申請する道路を公図写し中に点線で明示する。

(6) 承諾書

ア 地名、地番及び権利別に承諾者名を記入し、承諾日を記入し承諾印（実印）を押印する。「権利別」欄は、権利の種類を記入する。

イ 関係権利者全員の承諾を得た日付を「この図面のとおり道路位置の指定（変更、取消し）を承諾いたします。」の欄の日付として記入する。

ウ 後見人等の法定代理人又は公有地管理者の場合は、これらの資格を権利別欄に記入する。

エ 承諾を必要とする範囲

(7) 道路に係る土地及びその土地にある建築物又は工作物に関して次のいずれかの権利を有する者

a 所有権

b 対抗要件を備えた地上権又は賃借権

c 登記した先取特権、質権又は抵当権

d その土地又はこれらの権利に関する仮登記

e その土地又はこれらの権利に関する差押えの登記

f その土地に関する買戻しの特約の登記

(イ) 道路に沿接する土地及びその土地にある建築物又は工作物に関して所有権を有する者。ただし、沿接する土地は、道路管理上、道路築造の施工上等から道路境界線から一定の幅を持たなければならない。

- (ウ) 共同物件の場合は、全権利者
- (エ) 私道に接続して指定する場合は、その私道の接続部分の土地所有者
- (オ) 公道に接続して指定する場合は、その公道の道路管理者
- (カ) 位置の変更又は取消しにより直接影響を及ぼすと考えられる部分の権利者（家屋の所有者を含む。）の承諾を得ることを原則とするが、位置の変更又は取消しにより利益のみを得ると思われる部分の権利者の承諾は必ずしも要しない。

オ 承諾についての一般事項

- (ア) 公有地についてはその管理者の承諾とする。
 - (イ) 申請する道路が道路法（昭和 27 年法律第 180 号）による道路に係る場合は、道路管理者の承諾を要する。この場合は公道である証明を要する。
 - (ウ) 権利者が未成年の場合は、親権者の承諾を要する。
 - (エ) 申請後に道路の位置を訂正する場合は、その部分の権利者の訂正印を要する。
- (7) 図面作成者は原則として、一級建築士、二級建築士、測量士又は土地家屋調査士の資格を有する者とする。
 - (8) 測量者は、資格を有する者とする。
 - (9) 図面のつなぎ合わせ目には、関係権利者全員及び図面作成者の契印を押印する。

3 印鑑登録証明書

- (1) 申請書に押印された申請者の印鑑登録証明書を添付する。
- (2) 申請者の印鑑登録証明書は、申請日の前 3 か月以内に発行されたものとする。
- (3) 承諾書欄に押印された承諾者の印鑑登録証明書を添付する。
- (4) 承諾者の印鑑登録証明書は、承諾日の前後 3 か月以内に発行されたものとする。

4 登記事項証明書

- (1) 承諾を要する土地、建物全ての登記事項証明書を添付する。
- (2) 登記事項証明書は、最新のものとする。

5 その他の添付書類

- (1) 土地区画整理事業の事業認可区域内に指定する場合は、土地区画整理法（昭和 29 年法律第 119 号）第 76 条の許可の写し
- (2) 申請を代理人に委任する場合は、代理人委任状
- (3) 申請する道路が公有地（道路敷、水路等）を含む場合は、その占用許可書の写し
- (4) 申請する道路となる土地が農地である場合は、農地法（昭和 27 年法律第 227 号）第 4 条又は第 5 号による許可書の写し又は転用申請書の提出証明書

6 指定の変更又は取消しの協議

細則第 18 条第 1 項の規定による五号道路の位置の指定の変更又は取消しの協議をする事業者は、1 から 5 までの規定に従って作成した細則第 18 条第 2 項で準用する同第 16 条第 2 項に規定する書類を添付して行う。この場合、事業の認可書又は許可書の写しその他事業の執行状況に関する書類を添付する。

なお、承諾書については、事業の認可書又は許可書の写しをもってこれに代えることができ、印鑑登録証明書の添付は要しない。

また、知事が必要ないと認めた書類の添付は要しない。

第3 道路の位置の指定等の効力の発生

- 1 細則第 16 条第 2 項に規定する申請による五号道路の位置の指定又は指定の変更は以下のことを確認した上で行う。
 - (1) 第 2 の 1 に従って築造計画どおりに築造されたこと。
 - (2) 細則第 19 条第 1 項の規定に従い、境界が明確にされていること。
 - (3) 指定をする道路に建築物及び工作物が存在しないこと。
 - (4) 既存道路と接続する部分の障害物が除却されていること。
 - (5) 従前の五号道路に接する建築物の敷地が当該位置の指定の変更により法第 43 条の規定に抵触するに至らないこと。
- 2 細則第 16 条第 2 項に規定する申請による五号道路の位置の指定の取消しは、従前の五号道路に接する建築物の敷地が当該指定の変更により法第 43 条の規定に抵触するに至らないことを確認した上で行う。
- 3 細則第 18 条第 1 項に規定する協議による五号道路の位置の指定の変更は以下のことを確認した上で協議の成立とする。ただし、協議の根拠となった事業が取消し又は廃止等となった場合は、協議の成立は無効とする。
 - (1) 工事着手通知書が提出されていること。
 - (2) 第 2 の 1 に従って築造計画どおりに築造されたこと。
 - (3) 細則第 19 条第 1 項の規定に従い、境界が明確にされていること。
 - (4) 指定をする道路に建築物及び工作物が存在しないこと。
 - (5) 既存道路と接続する部分の障害物が除却されていること。
 - (6) 従前の五号道路に接する建築物の敷地が当該位置の指定の変更により法第 43 条の規定に抵触するに至らないこと。
- 4 細則第 18 条第 1 項に規定する協議による五号道路の位置の指定の取消しは、以下のことを確認した上で協議の成立とする。ただし、協議の根拠となった事業が取消し又は廃止等となった場合は、協議の成立は無効とする。
 - (1) 工事着手通知書が提出されていること。
 - (2) 従前の五号道路に接する建築物の敷地が当該位置の指定の取消しにより法第 43 条の規定に抵触するに至らないこと。

第4章 二項道路

第1 二項道路の指定等の基準

- 1 二項道路の指定又は路線延伸のための位置の変更は、昭和 30 年東京都告示第 699 号により指定を受けた道以外の道が同告示の基準を満たした場合に行う。
- 2 二項道路の指定の変更又は取消しは、以下のいずれかに該当する場合で、従前の二項道路に接する建築物の敷地が当該指定の変更又は取消しにより法第 43 条の規定に抵触するに至らないときに行う。

なお、幅員は、昭和 30 年東京都告示第 699 号に基づき指定を受けた部分とする。変更する場合の延長は原則として交差点間単位とするが、避難又は通行の安全上、その道路の周囲の土地の状況等により支障がないときは、交差点から交差点以外の点までの区間

とすることができる。

- (1) 二項道路を含む区域において都市計画法第 29 条第 1 項、第 34 条の 2 若しくは同法第 35 条の 2 の許可に基づく開発行為、第 65 条第 1 項の規定が適用される都市計画事業、都市再開発法（昭和 44 年法律第 38 号）による市街地再開発事業、土地区画整理法による土地区画整理事業、旧住宅地造成事業に関する法律（昭和 39 年法律第 160 号）による住宅地造成事業又は密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成 9 年法律第 49 号）による防災街区整備事業の施行により当該指定道路以外の道路が整備されたことに伴い、当該指定道路が不要となり、当該指定道路の形態がなくなっているとき（当該指定道路が都市計画法第 29 条第 1 項、第 34 条の 2 若しくは同法第 35 条の 2 の許可に基づく開発行為の接続先道路又は敷地が接する道路の場合は除く。）
- (2) 基準時に存在した道を含んで法第 42 条第 1 項第 1 号に規定する道路が整備された場合で、避難又は通行の安全上、その道路の周囲の土地の状況等により支障がないとき

第 2 指定等の申請

1 申請書の記載方法等

法第 42 条第 2 項の規定による道路の指定等は細則第 16 条第 3 項に規定する必要書類を添付して申請する。

- (1) 「申請者」は、道路の指定等をする道路に係るみなし境界線（法第 42 条第 2 項においてその道路の境界線とみなす線をいう。）間の土地の所有権、地上権又は借地権を有する者及び管理者全員の連名による。
- (2) 申請を代理人に委任する場合、原則として代理人は、一級建築士、二級建築士、測量士又は土地家屋調査士の資格を有する者とする。
- (3) 「道路に係る土地の地名及び地番」は、申請に係る道とみなし境界線間の部分の地名、地番（地番及び支号を含む。）を記入する。土地の一部が含まれる場合は、「～の一部」と記入する。無地番の公有地を含む場合は、「～番地先」と記入する。
- (4) 「申請道路の幅員」は、基準時に存在していた幅員を記入する。幅員の値は、道路の中心線に直角に測り、メートル単位で小数点以下第 2 位までとする。幅員の一定でない道は、20 メートルごとの幅員と変化点各々の値を記入する。
- (5) 「申請道路の延長」の値はみなし境界線間の中心線の長さとする。延長の値はメートル単位で小数点以下第 2 位までとする。

2 付近見取図

縮尺 1/2,500 程度とし、方位、申請に係る道路の位置、付近の目標となる地物、街区及び既存道路等の状況を明確に表示する。

3 地籍図

- (1) 縮尺が 1/250 の現況測量図を用いる。日本工業規格 A 列 4 番に収まらない場合は、複数葉にわけ、全体路線図を別葉で作成する。
- (2) 指定等を求める二項道路の基準となる道及びみなし境界線間の幅員並びにみなし境界線間の中心線での延長を記載する。

また、変更又は取消しの場合は申請時に存在する道路の幅員も記載する。

- (3) 地番界及び地番を表記する。
- (4) 周辺の既存道路を表記し、法上の種別、幅員及び指定年月日等を記載する。
- (5) 土地の状況

周辺にがけ、水路等が存在する場合は、その位置を明示する。

4 その他知事が必要と認める書類

(1) 公図写し

ア 最新のものとする。

イ 写した年月日、写した場所、写した者の氏名（受託者が作業を行った場合は、受託業者名、法人名及び代表者名（受託者が法人のときに限る。）を記載する。）

ウ みなし境界線を公図写し中に点線で明示する。

(2) 登記事項証明書

ア みなし境界線間にある土地の登記事項証明書を添付する。

イ 登記事項証明書は、最新のものとする。

(3) 基準時の立ち並び状況を示す資料

指定又は変更を求める場合には、基準時の航空写真、古地図、測量図、建築確認関係図書など告示の基準に適合することを証明する図書を添付する。

(4) 法第 43 条に抵触しないことを証する資料

変更又は取消しを求める場合には、現況測量図、建築確認関係図書など法第 43 条に抵触しないことを証する図書を添付する。

(5) 道路査定図

二項道路が公道に係る場合は、当該公道の基準時又は申請時の道路査定図

(6) その他指定等に必要書類

5 その他の添付書類

(1) 印鑑登録証明書

ア 申請書に押印された申請書の印鑑登録証明書を添付する。

イ 申請者の印鑑登録証明書は、申請日の前 3 か月以内に発行されたものとする。

(2) 代理人委任状

申請を代理人に委任する場合には添付する。

第 3 指定の変更又は取消しの協議

- 1 細則第 18 条第 1 項の規定による二項道路の指定の変更又は取消しの協議をする事業者は、第 2 の 1 から 5 までに従って作成した細則第 18 条第 2 項で準用する同第 16 条第 3 項に規定する書類を添付して行う。この場合、事業の認可書又は許可書の写し、その他事業の執行状況に関する書類を添付する。

また、第 2 の 4 及び 5 に定める書類のうち知事が必要と認めないものの添付は要しない。

第 4 道路の指定等の効力の発生

- 1 細則第 16 条第 3 項に規定する申請による道路の指定の変更又は取消しは、接する建築

物の敷地が当該指定の変更又は取消しにより法第 43 条の規定に抵触するに至らないことを確認した上で行う。

2 細則第 18 条第 3 項に規定する協議による道路の指定の変更又は取消しは、次のことを確認した上で協議の成立とする。ただし、協議の根拠となった事業が取消し又は廃止等になった場合は、協議の成立は将来に向かって効力を失う。

(1) 工事着手通知書が提出されていること。

(2) 接する建築物の敷地が当該指定の変更又は取消しにより法第 43 条の規定に抵触するに至らないこと。

第 5 章 職権による指定の取消し

第 1 職権による指定の取消し

指定道路が、以下の 1 から 3 のいずれかに該当する場合、第 2 章から第 4 章の規定に係わらず、職権による指定の取り消しを行うことができる。

1 指定道路の全てが法第 42 条第 1 項第 1 号に規定する道路となった場合で、以下の要件のいずれかに該当することが確認できる場合

(1) 四号道路の指定後、事業が完了し、道路区域の決定が行われたこと。

(2) 五号道路の指定後、自治体に寄付等が行われ、道路区域の決定が行われたこと。

(3) みなし境界線間の後退が全て完了した二項道路で、道路区域の決定が行われたこと。

2 五号道路及び二項道路を含む区域において都市計画法第 29 条第 1 項、第 34 条の 2 若しくは同法第 35 条の 2 の許可に基づく開発行為、第 65 条第 1 項の規定が適用される都市計画事業、都市再開発法による市街地再開発事業又は土地区画整理法による土地区画整理事業の施行により当該指定道路以外の道路が整備されたことに伴い、当該指定道路が不要となり、以下の要件のいずれかに該当することが確認できる場合

(1) 都市計画法第 29 条第 1 項、第 34 条の 2 若しくは同法第 35 条の 2 の許可に基づく開発行為、第 65 条第 1 項の規定が適用される都市計画事業の区域内に指定道路が全て包含されており、工事着手により指定道路の形態がなくなったこと。

(2) 都市再開発法による市街地再開発事業の区域内に指定道路が全て包含され、権利変換計画認可（管理処分計画認可）が行われており指定道路の形態がなくなったこと。

(3) 土地区画整理法による土地区画整理事業の区域内に指定道路が全て包含され、仮換地指定による使用収益の停止が行われており指定道路の形態がなくなったこと。

3 五号道路が指定どおりに道路が築造されておらず、以下の要件全てに該当することが確認できる場合

(1) 指定後に一度も築造されていないこと。

(2) 当該土地所有者に築造する意思がないこと。

(3) 指定の全てを取り消すことができること（変更でないこと）。

(4) 指定等の経緯を鑑みて特に取消しする必要があると認められること。

第6章 その他

第1 その他

- 1 この基準を補完する事項について別途定めることができる。
- 2 東京都建築基準法施行細則の一部を改正する規則（平成22年規則第34号）による改正前の細則第18条の規定により平成22年3月31日までに、同条に規定する事業の工事が着手された部分に存在する位置の指定を受けた道路その他の私道は、同条の規定が適用される。

附 則

- 1 この基準は、平成23年9月1日から施行する。
- 2 この基準の施行前に旧基準によりなされた指定処分又は手続は、この基準によってなされた処分又は手続とみなす。

附 則

- 1 この基準は、平成29年6月19日から施行する。

【図面】

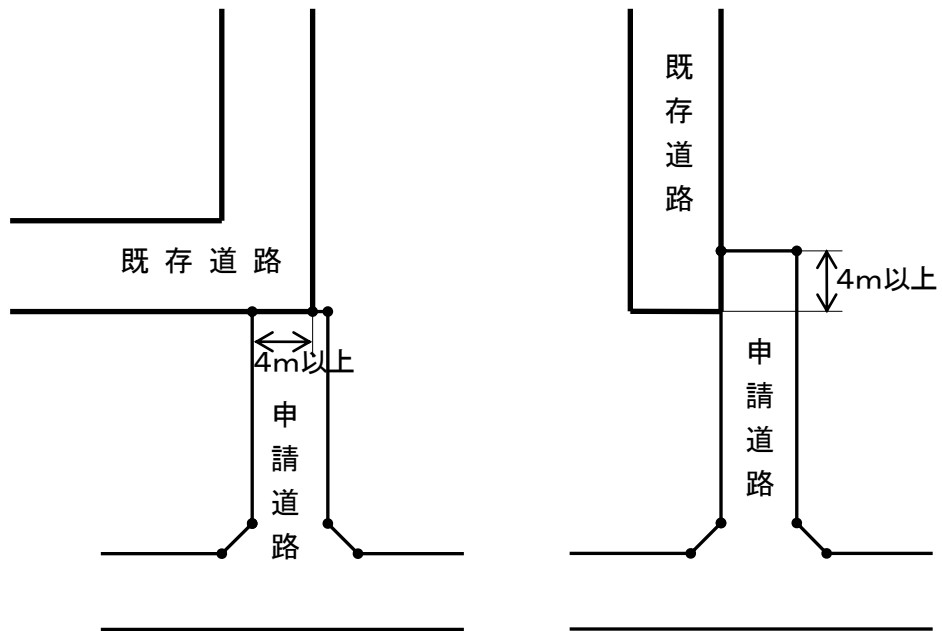


図-1

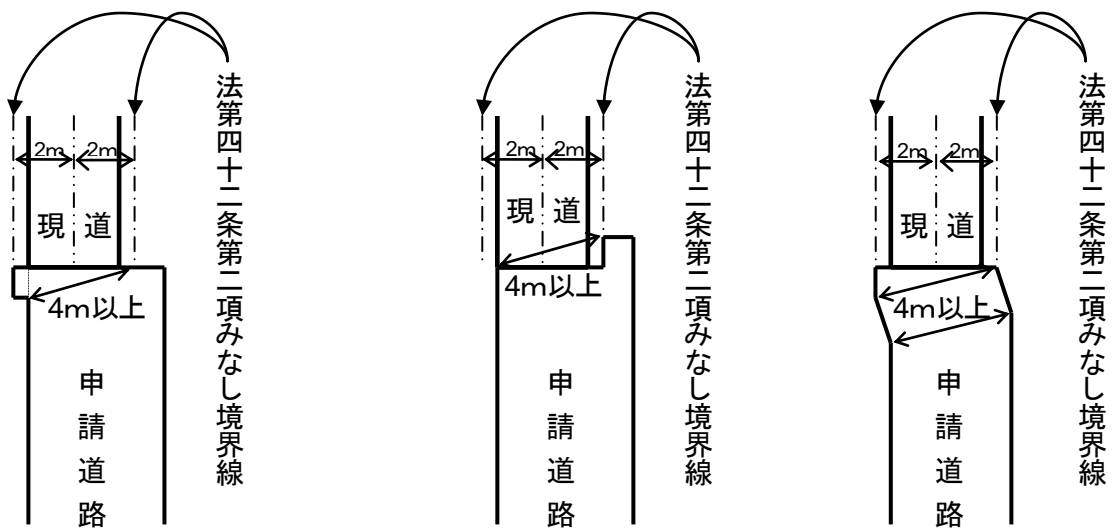


図-2

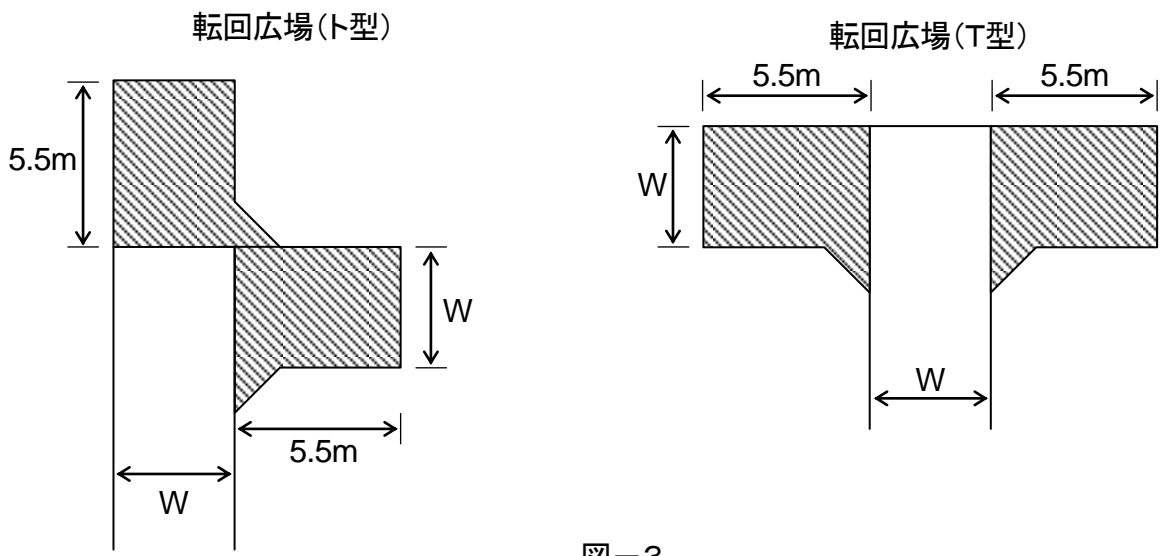


図-3

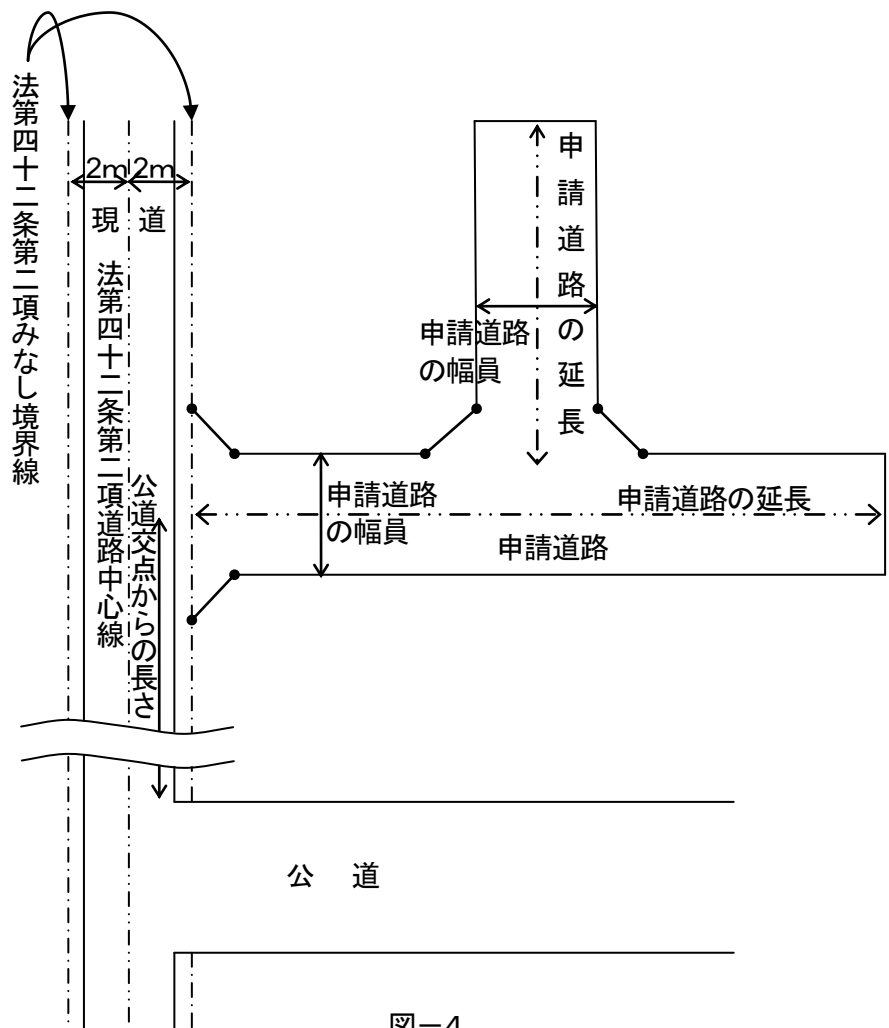


図-4